

# ☆☆事業主の皆様へ☆☆ 従業員の皆様と被扶養配偶者の方の 住所を定期的に確認しましょう！

## ～「住所一覧表」提供サービス～

「ねんきん定期便」などの年金個人情報、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。

### ⚠️ 正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

### 「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要な事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※ 申出書は[日本年金機構ホームページ \(http://www.nenkin.go.jp/\)](http://www.nenkin.go.jp/) 又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

### 住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。（※所定の様式による届出も可能です。）

### 住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。届出については、所定の様式に必要な事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ提出してください。

※ その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。